

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により

被害を受けられました皆さまへ

Next少額短期保険株式会社

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

◎災害救助法適用時の特別措置◎

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に【継続契約の手続き】ならびに【保険料のお支払い】につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望の場合は、弊社担当窓口までご連絡ください。

～弊社担当窓口～

e-Netグループ事務センター(受付窓口:e-Net少額短期保険):0120-089-998

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日	
適用地域	法適用日
<b>【青森県】</b> 青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 西津軽郡鱒ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) ※2ページへつづく	2025年2月25日(火)

■災害救助法適用地域と法適用日		
適用地域		法適用日
【青森県】	北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	2025年2月25日（火）
【新潟県】	南魚沼市（みなみうおぬまし）	2025年2月20日（木）

以上